

平成 26 年 2 月 6 日

厚生労働省保険局医療課

保険局長 木倉 敬之 様

医療課長 宇都宮 啓 様

一般社団法人 日本作業療法士協会

会長 中村春基

心大血管疾患に対する作業療法の対応について（お願い）

現在の疾患別リハビリテーション料の中では、心大血管疾患リハビリテーション料の算定要件に、作業療法士の職名が記載されておらず、患者支援の支障が生じる状況にありましたことは、これまでお伝えした通りでございます。

現状の対応としては、一定の日常生活活動の低下を認める場合には、廃用症候群として扱ってまいりました。しかしながら、平成 26 年度の診療報酬改定の骨子における「廃用症候群の対象の厳格化」により、算定に関しては「心大血管疾患リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、障害児（者）リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料の対象となる患者を除く。」と明記されております。

これにより、上記の対応が困難となり、患者支援にさらなる支障が生じることが懸念されます。心大血管疾患患者に対する作業療法の対応について、ご検討頂きますようよろしくお願ひいたします。

以上